

## 事業分野

# 開発途上国の 地球規模問題への対応支援

## 本事業分野における課題

中期の業務戦略(2002年3月策定)では、(1) 開発途上国における二酸化炭素及び硫黄酸化物・窒素酸化物の排出量の増加は、開発途上国のみならず、地球温暖化、酸性雨といった現象を通じ、我が国にも重大な影響をもたらすものであり、これらの排出の抑制につながる事業への支援等を通じ、地球温暖化・我が国における酸性雨問題の影響の緩和を目指す必要がある、(2)感染症、人口問題等の地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題についても、今後、我が国としての積極的な貢献が求められると考えられることから、これらへの対応を強化していく必要がある、等の認識のもと、開発途上国の地球規模問題への対応支援に向けた以下4つの課題を設定しています。

- 開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充(課題6-1)
- 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充(課題6-2)
- 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化(課題6-3)
- 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等との知的連携の強化(課題6-4)

上記課題に取り組むにあたり、平成16年度年間事業計画(2004年3月策定)では、業務戦略の基本認識の補足として、2002年6月に我が国が京都議定書を批准したこと等を踏まえ、地球温暖化防止及び我が国の産業活動維持のために重要な排出権確保等のためにクリーン開発メカニズム(CDM)活用案件及び共同実施(JI)活用案件等への積極的な取り組みが必要であることを重視しています。

## 平成16年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、4つの課題のうち、3つが「適切(A)」、1つが「概ね適切(B)」との評価結果になりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下のとおりです。

課題1  
開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充

課題2  
日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充

課題6-3  
地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化

課題4  
地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等の関係機関との知的連携の強化

## 開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充(課題 6-1)

評価 A

中国における炭鉱メタンガスの有効利用事業、植林事業、エネルギー転換事業、インドネシアにおける地熱発電所建設事業等への融資を行い、地球温暖化対策としての温室効果ガスの排出量削減・吸収に資する案件への支援を拡充しました。なお、中国の炭鉱メタンガス有効利用事業はクリーン開発メカニズム(CDM)候補案件として中国政府も期待しており、また、インドネシアの地熱発電事業はCDM適用に向けた手続きを取っています。このほか、中国、タイ等における京都メカニズム等に関するセミナー、中東欧における共同実施(JI)に関する新たなビジネスモデルを作るための研究会を開催するなど、開発途上国での地球温暖化対策等に関する知的支援を行いました。一方、日本の公害防止等のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件への支援については、計画を下回っており、業務戦略評価でも指摘のとおり、課題への取り組みの成果をより高めるため、今後、一層の推進が必要です。

## 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充(課題 6-2)

評価 A

京都議定書の発効を見据え、同議定書における日本の温室効果ガス削減目標の達成のために、温暖化ガス削減基金(「日本温暖化ガス削減基金」)への出資を民間企業等と共同で行いました。また、京都メカニズム関連以外での地球温暖化対策への支援として、アジアにおけるエネルギー効率化を支援すべく、日本企業やADB等と共同でESCO事業や再生可能エネルギー事業向け投資ファンドへの出資を行ったほか、日本企業がハンガリーで実施する太陽電池モジュール(注：新エネルギーとして期待されている太陽光発電に使用)製造事業や、クリーンエネルギーである天然ガス利用促進につながる事業への融資を行いました。

## 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化(課題 6-3)

評価 B

水資源、感染症対策(HIV/エイズ、マラリア)、人口問題への支援については、計画の水準が高めであったこともあり、実績は計画を下回りました。一方、ODA大綱の重点課題に新たに加えられた平和構築への貢献として、イラク復興に向けた円借款案件の形成準備を行うと共に、スリランカにおいて、日本政府が新たに導入した「平和の構築支援のための優遇金利」を初めて適用した環境対策、小企業育成、小規模インフラ整備への円借款案件を承諾しました。これらは、約20年に及んだ内戦で開発が遅れている同国北部・東部を事業の対象地域として含むものです。また、2004年12月のスマトラ沖大地震・インド洋津波災害に対しては、インドネシア、スリランカ、モルディブにおいて世界銀行等とも連携し、災害直後から被害状況把握や今後の支援ニーズ分析のための緊急ニーズ調査を実施するなど迅速かつ機動的に対応しました(参考：スリランカについては、ニーズ調査を踏まえ2005年6月、円借款による復興支援を実施)。業務戦略評価でも指摘のとおり、平和構築、防災については、今後も我が国政府の政策や国際社会の要請を踏まえた取り組みを継続していくことが必要です。

**地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等との知的連携の強化(課題 6-4)**

評価 A

京都議定書の発効を見据え、温室効果ガス削減事業の実施促進、日本企業の排出権獲得への支援を目的に中南米、中東欧諸国を中心に計 7 政府・政府機関及び地域開発金融機関と業務協力協定を締結したほか、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP-FI)に参画しました。また、防災への対応として、国連防災世界会議(2005年1月、於:神戸)において、地方公共団体の防災知見を生かした国際協力に関するシンポジウムを開催するなど、地球規模問題に関する内外の関係機関との知的連携を強化しました。

## 課題 6-1

## 開発途上国政府による地球温暖化対策と 我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
地球温暖化対策としての二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )等温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる事業に対する支援	(指標1) 温室効果ガス排出抑制に資する案件に対する出融資保証承諾案件数(森林保全・植林事業を含む)	8	14	26	18	33
	(指標2) <b>モニタリング指標</b> 上記支援対象案件により削減される温室効果ガス排出量(計画値)	1.1 百万トン	0.9 百万トン	n.a. (注1)		n.a. (注1)
我が国の公害防止等のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件に対する支援	(指標3) 我が国のクリーン・テクノロジーが導入された本行出融資保証承諾案件数	11	10	4	11	2
開発途上国における地球温暖化・酸性雨対策への意識と対応能力の向上、及び制度の構築に対する支援	(指標4) 地球温暖化・酸性雨対策への意識と対応能力の向上、制度構築のためのセミナーの実施件数	1	2	10	6	19
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
- : 外部環境の変化等により評価不能。

(注1) CO<sub>2</sub> 排出量の具体的な数値の算定は、CDM/JI 関連案件以外は系統的に把握していないことから n.a.としています。

### 1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

#### 地球温暖化対策としての二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)等温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる事業に対する支援

- ・ (指標1) の実績は計画を上回りました。温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる事業への取り組みが強化されたと評価されます。具体的な取り組みとしては、中国における炭鉱メタンガスの有効利用、植林、エネルギー転換、インドネシアにおける地熱発電所等の事業への支援があります。

<事例紹介> 中国の炭鉱メタンガスプロジェクト、インドネシアの地熱発電プロジェクト

- ・事業開発等金融により支援した中国山西省の炭鉱メタンガス事業は、炭鉱から大気中に放出されている炭鉱メタンガスの回収による発電及び都市ガス供給を行うものですが、未利用エネルギーの有効活用を推進し、中国におけるエネルギー資源の需給逼迫の緩和を通じ、日本のエネルギー安定供給確保に貢献すると同時に、石炭使用量の減少により二酸化硫黄、窒素酸化物等の大気汚染物質の排出を削減することで、環境改善にも貢献するものです。本プロジェクトはクリーン開発メカニズム(CDM(注2))候補案件として中国政府から期待されており、本行も出資する世銀炭素基金が中国側実施主体との間で排出権買取り契約を締結しています。
- ・円借款で支援したインドネシアのウルブル地熱発電所建設事業は、再生可能エネルギーである地熱資源を活用し、大気汚染物質及び二酸化炭素の排出抑制に貢献するものですが、2003年度に承諾したラヘンドン地熱発電所拡張事業と共に、インドネシア政府とも協議の上、CDM適用に向けた手続きを取っています。

(注2) クリーン開発メカニズム(CDM)：温室効果ガス排出量削減の数値目標が設定されている先進国が、数値目標が設定されていない開発途上国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出量削減に用いる制度

## 我が国の公害防止等のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件に対する支援

- ・(指標3)については、ブルガリアの火力発電所やバーレーンの製油所に脱硫装置を設置する案件を支援しましたが、内談案件の進捗遅延等の理由により、実績は計画を下回りました。

## 開発途上国における地球温暖化・酸性雨対策への意識と対応能力の向上、及び制度の構築に対する支援

- ・(指標4)については、計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、タイにおける世銀等との連携によるCDM促進セミナー、フィリピンにおけるクリーナー・プロダクションに関するセミナー、中国、メキシコ等における京都メカニズムに関するセミナー、本邦企業及び政府関係者からなる中東欧における共同実施(JI)(注3)に関する新たなビジネスモデルを作るための研究会等を開催しました。中東欧における研究会については、有力なJI候補案件に加え、グリーン投資スキーム(GIS)(注4)等の新しい枠組みに関する議論も行われており、先駆的な取り組みと評価されます。

(注3) 共同実施(JI)：温室効果ガス排出量削減の数値目標が設定されている先進国同士が協力して、先進国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出量削減に用いる制度。

(注4) グリーン投資スキーム(GIS)：温暖化ガス排出量が目標排出量を下回ると見込まれる国が、余剰枠を売却し、対価を温暖化ガス削減プロジェクト等に投資する仕組み

- ・(指標4)の対象としていませんが、公害も含めたより広範な環境問題に関する知的支援の一環として、日本の環境改善・公害対策に関する経験・知見等を深めることを目的に、JICAと連携し、開発途上国政府・政府機関、地方政府において環境政策・公害対策に携わっている中堅幹部職員を対象に「環境改善・公害対策融資セミナー」を開催しました。

## 2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。引き続き、地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援を拡充していくことが重要ですが、その際、課題への取り組みの成果をより高めるため、今後、我が国の公害防止等のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件に対する支援を一層推進する必要があると考えられます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」においても、2005 年 2 月の京都議定書の発効を踏まえ、日本政府・民間企業等との連携を強化し、京都メカニズム活用案件への支援の拡充と共に、引き続き京都メカニズム活用以外の温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる案件への支援を行っていく必要がある旨指摘しており、これらは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略 (取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています)

- 課題「地球温暖化問題への支援の拡充」  
取り組み例「京都メカニズムの活用を通じた、地球温暖化問題への貢献」  
「京都メカニズムの活用案件以外で温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる事業に対する支援」(指標「我が国のクリーン・テクノロジー等が活用された出融資保証承諾案件数」を含む)

課題 6-2

日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
CDM、JI 等を通じた日本企業の排出権獲得に資する地球温暖化対策への支援						
評価結果			B	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
 -: 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

CDM、JI 等を通じた日本企業の排出権獲得に資する地球温暖化対策への支援

- 京都議定書における日本の温室効果ガス削減目標の達成のために、開発途上国や体制移行国で行われる温暖化ガス削減プロジェクトからの排出クレジット購入を目的としたファンドである「日本温暖化ガス削減基金(JGRF)」向けの出資を民間企業等と共同で行いました(注1)。JGRFは京都メカニズムを活用し、京都議定書における削減目標や産業界の環境自主行動計画の達成に貢献することが期待されているアジア初の温暖化ガス削減基金です。本行には、日本の対外経済政策を担う政策金融機関として、これまでの海外プロジェクト向け融資・保証等の業務及び京都メカニズムに関する業務協力協定を通じて培われた途上国政府等との関係や駐在員事務所を通じた海外ネットワーク、世界銀行炭素基金への出資を通じたノウハウを最大限に活用して、JGRFを支援することが期待されています。

(注1) JGRFは、途上国や体制移行国で行われる温暖化ガスの排出削減プロジェクトから生じる排出権をクレジットという形で購入し、それを出資者間で配分することを目的としたファンドであり、別途設立された「日本カーボンファイナンス株式会社(JCF)」が先ずクレジット購入を行い、その後 JGRF に転売するという枠組みを採用しています。

- また、本行が出資参加する世銀炭素基金において、CDM/JI 候補事業5件について、排出権購入契約を締結しました。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- 京都メカニズムの活用を想定したものではありませんが、日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の一環として、以下の取り組みを行いました。
  - 日本の電力会社や ADB 等と共同で、アジア地域を主な投資対象地域とする ESCO 事業(注2)や再生可能エネルギー事業向けの投資ファンドに出資を行いました。昨今の省エネルギー及び地球温暖化への関心の高まりを背景に、世界的に注目されているエネルギー効率化事業である ESCO 事業や再生可能エネルギー発電事業は、近年アジア地域においても積極的な導入の気運が高まりつつありますが、本ファンドは、こうしたエネルギー効率化事業に投資を行う同地域での初のファンドです。

(注2) ESCO とは、Energy Service Company の略です。「ESCO 事業」とは、顧客(工場・ビル・ホテル等)に対し設備改善によるエネルギー効率化サービスを提供、効率化を保証し、顧客の光熱費削減分から収益を受け取る事業です。

- 日本企業がインドネシア、オマーン、アラブ首長国連邦、メキシコ等において実施する LNG の輸入事業、LNG 船の保有・運航事業、天然ガス焚きコンバインドサイクル発電事業、LNG ターミナルの建設事業に融資を行い、クリーン・エネルギーである天然ガス活用による環境負荷の低減を支援しました。
- 日本企業がハンガリーにおいて実施する太陽電池モジュール製造事業への支援を行いました。太陽電池は、太陽光発電に使われるもので、新エネルギーとして期待されており、日本企業 4 社で世界生産量の約半分のシェアを占め、各社とも海外展開に力を入れている分野です。同事業は、今後太陽光発電に対する需要が高まると予測されるドイツ、イギリス、スペイン等欧州市場向けの太陽電池モジュール製造を行うもので、欧州市場においても高い評価が期待されます。
- 日本の温室効果ガス削減目標達成に向け、温室効果ガス削減事業の実施促進、日本企業の排出権獲得への支援を目的に、2004 年 4 月のメキシコを皮切りにチリ、ブルガリア、モロッコ、ベトナム、ルーマニアの政府・政府機関、中米経済統合銀行と京都メカニズムに関する業務協力協定を締結しました。こうした個別国の政府機関等との京都メカニズムに関する業務協力協定の締結は、本行としても初めてのケースであり、京都メカニズムの積極的・効果的な活用を目指した時宜にかなった先駆的な取り組みと評価されます。

### 3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、課題 6-1(110 頁)で述べたとおり、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」で指摘した京都メカニズム活用案件への支援の拡充について 2005 年度からの業務戦略に反映しています。

(参考)2005 年度からの業務戦略

- 課題「地球温暖化問題への支援の拡充」  
取り組み例「京都メカニズムの活用を通じた、地球温暖化問題への貢献」  
「京都メカニズムの活用案件以外で温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる事業に対する支援」

課題 6-3

地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
水資源・感染症・人口問題への支援	(指標1) 水資源・感染症・人口問題に対応する円借款対象案件数(新規承諾案件数及び調査業務(SAF・SADEP及び委託調査等)を通じた支援を行っている既往案件数)(注)	2		13	62	24
本行としての支援のあり方を定めるための、地球規模問題に関する国際的枠組み(国際会議・フォーラム等)への参加を通じた積極的な情報・意見交換の推進						
評価結果			B	A	B	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
- : 外部環境の変化等により評価不能。

(注) 地球規模問題としての水資源問題の認識の高まりを受け、2004年度より指標対象分野に水資源分野を加えています。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

水資源・感染症・人口問題への支援

- ・ (指標1) については、下記のような取り組みを行いました。年度中に承諾に至らなかった案件や調査準備の遅延があったこと、計画値の水準をやや高めに設定したこと等の理由から計画を下回りました。
- ・ 水資源分野への支援については、以下のとおりです。
  - インドでの河川の水質浄化事業や中国、カザフスタン、ブラジル等での上下水道整備事業などの案件を支援しました。これらの支援にあたっては、事業効果を高めるため、上水道の節水・漏水対策や水質浄化等に関する日本の地方公共団体、大学等の優れた知見・経験を活用するなど、連携を推進したのも含まれています。

< 事例紹介 > ガンジス川流域都市衛生環境改善事業 (インド)

本事業は下水処理場や下水管の建設・改修を行うと共に、スラム街や沐浴場に公衆トイレを設置し、ガンジス川の水質浄化をはじめ、包括的な衛生環境改善を支援するものです。プロジェクトの準備段階では、岡山県と連携し、同県が実施している児島湖の環境保全に関する学校教育や住民への啓蒙活動等をインド側に紹介するなど、日本の地方公共団体の知見を活かした支援を行いました。

- 米国の援助機関である米国国際開発庁 (USAID) との間で、フィリピン、インドネシア、インド、ジャマイカのパイロット 4 カ国について、水分野への民間資金導入や水系管理等での連携について協議を実施しました。これは、2002 年の持続可能な開発に関する世界首脳会議 (ヨハネスブルグ・サミット; WSSD) において発表された「日米水協力イニシアティブ」に基づく米国との連携であり、特にフィリピンにおいては 2004 年 10 月に、本行、USAID 及びフィリピン実施機関との間で覚書を締結し、民間資金の活用を含めた円借款と USAID の援助スキームを組み合わせた協力に関し、検討を進めています。

- ・ 感染症への対応としては、カンボジア、ベトナム、ウクライナにおける港湾、道路、空港のインフラ整備案件の中に建設労働者に対する HIV/エイズ対策を組み込む支援を行いました。具体的には、実施機関とコントラクターとの間の工事契約書類等に HIV/エイズの予防に関する取り決めを織り込んで貰うべく、本行の円借款標準入札書類(土木)に HIV/エイズ予防条項を挿入しています。これは、雇用機会を求めて地域を移動する建設労働者の HIV 感染リスクが高いため、労働者を対象に本行支援事業の実施にあわせ予防活動・啓蒙活動を行うものです。また、インドでの灌漑案件にマラリア対策を組み込む支援を行いました(下記事例紹介参照)。

<事例紹介> ラジャスタン州小規模灌漑事業 (インド)

本事業は小規模灌漑施設の改修、水管理体制の構築と農業技術の普及等を行うことにより、インドの中でも降雨量が極端に少ない同州の農業生産の増加を図り、農業所得の向上を通じた貧困削減を目的としており、水資源の対応にも合致する案件です。灌漑用水が蚊の発生源となり、マラリア感染が拡大することを防ぐため、マラリア予防対策をあわせて実施するなど、感染症対策含め地域住民の総合的な生活向上に配慮しています。

- ・ 人口問題については、食糧対策、女性の地位向上など、多様な取組による対応が重要ですが、インド等における灌漑事業を支援することで農業生産の増加を図り、また、上下水道整備事業において女性が上下水道管理委員会に参加して維持管理を行う制度を導入するなど、女性の地位向上に対して支援を行いました。

本行としての支援のあり方を定めるための、地球規模問題に関する国際的枠組み (国際会議・フォーラム等) への参加を通じた積極的な情報・意見交換の推進

- ・ 国際水管理研究所 (IWMI) 主催「アジアの灌漑農業における貧困緩和戦略」ワークショップに参加し、灌漑システムのパフォーマンスと貧困の関係等に関し、情報・意見交換、提言を行ったほか、第 15 回国際エイズ会議に日本政府、JICA と共に参加し、円借款によるインフラ整備の中での HIV/エイズ予防活動を紹介するなど、国際会議・フォーラム等での積極的な情報・意見交換を行いました。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

平和構築

- ・ ODA 大綱の重点課題に新たに加えられた平和構築については、スリランカにおいて、日本政府が新たに導入した「平和の構築支援のための優遇金利」を初めて適用した環境対策、小企業育成、小規模インフラ整備への円借款案件を承諾しました。これらは、約 20 年に及んだ内戦で開発が遅れている同国北部及び東部を事業の対象地域として含むものです。

- ・ イラクに対しては、UNDPと共同による「イラク電力マスタープラン策定事前調査」を実施しているほか(2003年度からの継続)、イラク政府や他の援助機関と協議を重ねつつ、JICAとも連携してイラク復興に向けた円借款の案件形成に取り組みました。

## ■ 防災

- ・ 2004年12月のスマトラ沖地震・インド洋津波災害に対しては、インドネシア、スリランカ、モルディブにおいて災害直後から本行、世銀及びADB等が中心となり、被害状況把握と今後の支援ニーズ分析のための緊急ニーズ調査を実施するなど、迅速かつ機動的に対応しました。インドネシアについては、引き続き、復旧・復興計画策定に関与したほか、スリランカに対し、短期のインフラ復興と被災した民間セクターへの緊急資金支援のための支援の準備を行いました。

(参考) 本行は2005年6月、インド洋津波災害からの緊急復興支援として、上記のニーズ調査の結果、スリランカにおいて支援ニーズが大きいことが判明した道路、上水道、電力等の経済インフラの復興、及び漁業や観光業等の民間セクターに対し、円借款による「スリランカ津波被災地域復興事業」を供与しました。

- ・ 2005年1月の神戸での国連防災世界会議において、日本の地方公共団体の防災知見を活用した国際協力に関するシンポジウムを開催しました。

## 3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への概ね適切な取り組みがなされたものと評価されます。水資源・感染症・人口問題への支援については、今後とも推進していく必要があります。他方、平和構築、防災については機動的な対応がなされており、今後も我が国政府の政策や国際社会の要請を踏まえた取り組みを継続していくことが必要です。
- ・ なお、「平成14～16年度業務戦略評価報告書」においても、水資源・感染症・人口問題への対応に加え、国際社会の新しい課題となってきた平和構築や甚大な被害をもたらす災害への取り組みが必要である旨指摘しており、これらは下記(参考)のとおり、2005年度からの業務戦略の3つの課題に反映されています。

(参考)2005年度からの業務戦略

- 課題 「地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強化」  
取り組み例 「水資源・感染症・人口問題への支援」  
「酸性雨問題軽減に資する対策への支援」
- 課題 「平和構築への貢献」  
取り組み例 「紛争予防や、周辺国を含めた紛争地域における復興・再発防止への多様な支援」
- 課題 「災害への対応」  
取り組み例 「災害予防を含む災害対応の各段階における多様な支援」

## 課題 6-4

## 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO 等の関係機関との知的連携の強化

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
関係機関との意見・情報交換を通じた地球規模問題への対処に必要な知見獲得・情報収集の積極化						
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
- : 外部環境の変化等により評価不能。

## 1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

## 関係機関との意見・情報交換を通じた地球規模問題への対処に必要な知見獲得・情報収集の積極化

地球規模問題に関し、以下のとおり、関係機関との知的連携の強化に取り組みました。

## ■ 地球環境問題

- ・ 京都メカニズム等に関する内外のセミナー、ワークショップや各種委員会、研究会への参加等を通じ、本行の京都メカニズムにかかる取り組み等を説明するなど、関係機関との知的連携を促進しました。また、有償資金協力促進調査(SAF)を活用し、世界銀行等と共に円借款等を活用した CDM/JI 推進のためのセミナーをタイで開催しました。
- ・ 世界銀行、中米経済統合銀行、ベトナム、ブルガリア、メキシコ、チリ等開発途上国政府・政府機関と京都メカニズムに関する業務協力協定を締結し、温室効果ガス削減事業の実施促進に向けた連携を強化しました。
- ・ 国連環境計画(UNEP)の「金融団体による環境及び持続可能な開発に関する国連環境計画宣言」に署名し、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP-FI)に参加、アジアを中心とする開発途上国の環境改善の取り組みに関する経験とノウハウの世界の参加金融機関との共有を図っています。特に、本行は、アジア太平洋タスクフォース・アウトリーチグループ(注1)のチェアとして、民間金融機関等との環境配慮や持続可能な開発等に関するノウハウの共有と連携強化に取り組んでいます。

(注1) UNEP-FI は、2005年1月にアジア太平洋タスクフォースを正式に立ち上げ、同地域での活動を本格化しました。地域タスクフォースとしては、北米、ラテンアメリカ、中東欧、アフリカに次ぐもので、各地域のニーズにあった形で UNEP-FI の活動を推進する役割を担っています。

- ・ 中東欧地域では、今後、排出権ビジネスが活発化していくことが予想されること、この分野での日系企業の取り組みを支援すべく、本邦企業が参加する JI 研究会を中東欧諸国において開催しました。

## ■ 平和構築

- ・イラク復興支援の目的で UNDP と共同で「電力マスタープラン策定事前調査」を実施しました。

## ■ 防災

- ・スマトラ沖大地震・インド洋津波被害等への対応として、世界銀行、ADB 等とともに被災国のニーズ調査を実施しました。
- ・2005 年 1 月に開催された神戸での国連防災世界会議において、開発途上国の実務者の参加を得て、我が国地方公共団体の防災知見を生かした国際協力、というテーマでシンポジウムを開催し、神戸市の阪神淡路大震災における教訓の共有、フィリピンのピナツボ火山噴火災害に対する本行の取り組み、同様の災害経験を有する島原市の雲仙普賢岳噴火災害からの復興への取り組みを紹介すると共に、我が国が有する防災ノウハウの開発途上国での活用のあり方など、開発途上国への災害復興・災害予防のための効率的な支援についての議論を実施しました。

## 2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・なお、2005 年度からの業務戦略では、本課題「地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO 等の関係機関との知的連携の強化」を課題としていませんが、効率的な業務の遂行を確保するため、今後も関係機関との連携強化が必要であることは言うまでもありません。特に、京都議定書が発効したことを踏まえ、今後は、京都メカニズム活用案件の具体的な実施促進に向けた各種機関との連携を強化することが重要となり、この点については、2005 年度からの業務戦略に反映しています。

(参考)2005 年度からの業務戦略 (取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています)

- 課題 「地球温暖化問題への支援の拡充」  
取り組み例 「京都メカニズムの活用を通じた、地球温暖化問題への貢献」(指標「相手国の指定国家機関等との業務協力協定の締結件数」を含む)